

## 役員選出に関する附則案の説明

2008年11月7日

臨時役員会

臨時役員会に関する附則第2条3項の規定にもとづき、下記のとおり、役員選出の方法、ならびに、役員選出に関する附則を提案いたします。

### [概要説明]

- ・事前に立候補を募り、投票にもとづく選挙を実施する。
- ・選挙は選挙管理委員会(以下、選管)の監督のもとに実施する。選挙管理委員は幹事会(現行規定では役員会、以下同じ)が選出し(4条)、選管委員長(以下、委員長)および副委員長は委員の互選によって選出する(7条)。
- ・被選挙権は選挙年度の6月末日現在に当該年度までの会費を納入した者に与えられる(8条)。
- ・選挙権は選挙年度の6月末日現在に前年度までの会費を納入した者に与えられる(14条(1))。
- ・立候補は、代表幹事による選挙の告示(8条)にはじまり、選管の定める書式にもとづき期間内に届出を行う(10条)。選管は立候補者名簿を作成する(11条)。
- ・立候補者が定数に満たない場合は信任投票を(12条1項)、定数を超える場合は選挙を実施する(12条2項)。
- ・投票は総会において行う(14条2項、3項)。ただし、総会に出席できない選挙権者のために、選管が定める方法に従い、事前投票を実施することができる(14条3項但書)。
- ・開票は、投票終了後、総会議場において直ちに実施する(14条4項、5項、6項)。同数決戦の方法については委員長が決定する(14条6項後段)。
- ・信任投票または選挙の結果、改選定数に満たない場合は再選挙を実施する。再選挙の方法は委員長が決定する(15条)。
- ・選挙実施日程との関係から、第1期役員は別途「第1期役員に関する内規」に定める(2条)。第1期役員は現臨時役員がその任にあたり(付表)、規約12条2項にもとづき監査を1名増員する。
- ・「第1期役員に関する内規」において、1項役員(任期1年、2008年度)と2項役員(任期2年、2008年～2009年度)に分類し(3条)、第2期役員選挙では1項役員を改選する。

# 役員選出に関する附則案

2008年11月7日

臨時役員会

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本附則は、クア学会規約臨時役員に関する附則第2条第3項にもとづき、役員を選出に関する事項を定める。

### 第2条(実施)

役員を選出は、別表のとおり実施する。ただし、選出開始年度の事情を考慮し、第1期の役員および任期は「第1期役員に関する内規」に定める。

## 第2章 選挙管理委員会

### 第3条(任務)

役員選出の事務および管理は、選挙管理委員会(以下、委員会)が中立公正に執行する。

### 第4条(選出)

委員会の委員の選出は幹事会が実施する。幹事会は、会員名簿の中から、選挙の事務および管理の経験を考慮し、公正中立に選出を行う。

### 第5条(任期)

委員会の委員の任期は、当該選挙の告示に始まり、当該役員を選出をもって終了する。

### 第6条(制約)

委員に選出された者は、当該選挙の立候補資格を喪失する。

### 第7条(組織)

委員の互選により、選挙管理委員長(以下、委員長)および副委員長を決める。委員長は委員会を代表し、役員選挙の事務および管理を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の任務遂行が困難と認められる場合に、その任務を代理する。

## 第3章 役員選挙

### 第8条(告示)

任期満了による選挙の告示は、総会の告示とともに代表幹事が行う。

### 第9条(被選挙権)

役員選挙の被選挙権は、選挙年度の6月30日現在、当該年度までの会費に滞納の無い会員に与えられる。

### 第10条(立候補届出)

1. 役員選挙に立候補するものは、委員会が別に定める書式に従い、当該選挙の告示の届出期間内に委員会へ届出なければならない。
2. 前項の届出が適正に行われていない場合、委員会は受理を拒否することができる。

### 第11条(立候補者名簿)

委員会は、届出のあった立候補届出書にもとづき、立候補者名簿を作成する。

#### 第 12 条(投票)

1. 委員長は、立候補者が役員の改選定数を超えない場合は、その立候補者を当選候補者として、第 13 条及び第 14 条の規定を準用し、信任投票を実施しなければならない。
2. 委員長は、立候補者が役員の改選定数を超過している場合は、当該役員の選出につき投票に付さなければならない。

#### 第 13 条(通知)

前条 2 項により、役員選挙の投票を実施する場合は、委員長は投票日の 8 週間前までに立候補者氏名等を会員に通知しなければならない。

#### 第 14 条(方法)

役員選挙の投票は次の要領で行う。

- (1) 選挙権は、選挙年度の 6 月 30 日現在、前年度までの会費に滞納の無い会員に与えられる。票数は会員一名につき一票とする。
- (2) 投票は、立候補者を連記した投票用紙に当選を可とする者を改選定数以内に丸印を付することによって行う。ただし、次の投票は無効とする。
  - ① 所定の用紙を使用しないもの。
  - ② 被選挙人の氏名に丸印以外のものが記載されたもの。
  - ③ 改選定数を超える数の丸印が記入されたもの。
- (3) 投票は、総会議場において実施する。ただし、総会に出席できない投票権を有する会員は、委員会が別に定める方法に従い、事前投票を行うことができる。
- (4) 委員長は、総会議場内の会員の中から予め立会人 3 名を指名し、投開票の公正を監視させなければならない。
- (5) 委員長は、投票終了後直ちに総会議場内において、立会人監視のもと、委員に開票および集計(事前投票分も含む)を行わせる。委員長は総会議場内において、開票補助者を指名することができる。
- (6) 委員長は、集計結果を精査した上、得票数の上位から各改選定数の員数をもって当選人として、総会にこれを報告しなければならない。なお、得票数が同一のため当選人が改選定数を超える場合は、委員長が指示する簡便な方法をもって決する。

#### 第 15 条(再選挙)

第 12 条第 1 項但し書きにもとづく信任投票を実施した結果、不信任とされた場合、または立候補者が当該選挙の改選定数に満たない場合は、欠員につき再選挙を行わなければならない。再選挙の立候補手続きおよび選出方法等については、委員長の指示する方法によることができる。

### 第 4 章 最終規定

#### 第 16 条(改正)

本附則の改正は、幹事会の表決にもとづく発議または会員総数の 10 分の 1 の発議により、総会で決定する。

#### 第 17 条(発効)

本附則は 2008 年 11 月 8 日より発効する。

## 別表(第2条)

役員	担当	定数	第1期内規	第2期役員選挙 於2009総会	第3期役員選挙 於2010年総会	第4期役員選挙 於2011年総会	第5期役員選挙 於2012年総会	…
幹事	代表	2	2	改選1(第1期1項)	改選1(第1期2項)	改選1(第2期)	改選1(第3期)	…
	事務局	4	4	改選2(第1期1項)	改選2(第1期2項)	改選2(第2期)	改選2(第3期)	…
	会計	1	1	改選1(第1期1項)	改選なし	改選1(第2期)	改選なし	…
	編集	5	5	改選2(第1期1項)	改選3(第1期2項)	改選2(第2期)	改選3(第3期)	…
監査	監査	2	2	改選1(第1期1項)	改選1(第1期2項)	改選1(第2期)	改選1(第3期)	…

## 第1期役員に関する内規

### 第1条(目的)

役員選出に関する附則第2条にもとづき、第1期役員に関する事項を定める。

### 第2条(構成)

第1期役員の構成は、付表に定める。

### 第3条(任期)

第1期役員の任期は、下記の2つとする。各々の任期については、2009年6月開催の幹事会において決定する。

1. 任期1年(2008年度)
2. 任期2年(2008年度及び2009年度)

### 付表

代表幹事	風間孝(中京大学准教授)、クレア・マリィ(津田塾大学准教授)
幹事(事務局)	石田仁(聖マリアンナ医科大学講師)、川坂和義(国際基督教大学大学院)、清水晶子(東京大学大学院准教授)、吉仲崇(横浜市立大学大学院)
幹事(会計)	谷口洋幸(早稲田大学助手)
幹事(編集)	釜野さおり(国立社会保障・人口問題研究所室長)、河口和也(広島修道大学教授)、菅沼勝彦(メルボルン大学大学院)、平野遼(国際基督教大学大学院)、堀江有里(花園大学講師)
監査	田中かず子(国際基督教大学教授)、橋本育(御茶の水書房)